



有形文化財（彫刻）

20. 木造阿弥陀如来坐像 1 軀

■指定年月日 昭和 49 年 6 月 17 日 (1974)

■像 高 104.5cm

■所在地 三崎町寺家ツ59

■所有者 翠雲寺

頭光を背に衲衣は偏袒右肩の形式で、身には全く装飾をつけない出家解脱の姿、典型的な阿弥陀如来坐像である。

檜材で頭部と胴体部を一木で造り、両腕は肩で継ぎ、その左腕は肘で継ぎ、両手は手首で継いである。豊かな肉髻（頭頂の盛り上がり）と螺髪。弥陀定印の手は、右手は肘から、左は手首から先が後世に補修されている。胴体は背中を割って、内部は空洞になっている。

この仏像は、須須神社の別当寺であった高勝寺（天台宗）の阿弥陀堂に安置されていたが、明治元年（1868）の神仏判然令（神仏分離）の影響で、まもなく講堂・観音堂・阿弥陀堂などが破却され、

山門や鐘楼などは他へ移築されてしまった（廃仏毀釈）。現在はその跡地に、金沢から転入した翠雲寺（天台宗）があり、この阿弥陀如来像などが引継がれている。

往時は燦然と金色の光を放っていたこの仏像は、そのおおらかな彫刻技法からみて、仏師名は未確認ながら、平安時代末期（12世紀）を下らない頃の作品とみられている。